

給与等の口座振込申出書

国立大学法人鳥取大学 御中

		(申出日) 平成 年 月 日	
所 属 <small>(学部・センター・課名等)</small>	工学部・工学研究科	(フリガナ)	
		氏 名	⑩
申出事項 <small>(該当する番号に○)</small>	1. 新 規 2. 振込先の変更 3. 住所の変更 4. 氏名の変更(金融機関へ口座名義の変更を行ってから申出下さい) 5. 退職手当の振込先指定		
住 所	〒		
※採用年月日	平成 年 月 日	※雇用形態	常勤・有期
※個人番号			

私に支払われるべき給与は鳥取大学職員給与規程第3条2項、鳥取大学有期契約職員給与規程第3条2項により下記の金融機関の預貯金口座に振り込み下さるよう申出します。また、給与以外の金員(注2)についても下記口座に振り込み下さるよう申出します。

【給与の振込先】(1～3のいずれかを選択してください)

金融機関	※	〒	支給日	毎月17日(注3)
1. 山陰合同銀行			預金種別	普通・当座
2. 鳥取銀行			口座番号	
3. ゆうちょ銀行			(右つめ)	

◎ゆうちょ銀行を指定の場合、通帳見開きの振込用口座番号と併せて、従前の〔記号・番号〕もご記入ください。

記号・番号(右つめ)	1	0	の	
------------	---	---	---	--

【退職手当の振込先】(採用時記入不要。給与の振込先以外を指定される場合にご記入ください。)

金融機関	※	〒	預金種別	普通・当座
銀行			口座番号	
金庫				
組合				

(注意事項)

- 太線枠内を記入してください。(※印欄は事務担当係で記載します。)
- 給与以外の金員とは大学又は文部科学省共済組合が支払手続きをする旅費、立替金の精算、退職手当、給付金等すべてのものを含みます。なお、退職手当は、別の金融機関を指定することができます。また、退職手当は、ゆうちょ銀行に振込みできない場合があります。
- 17日が土・日・祝日の場合は別に定める日。
- 一般の生命保険料、会費等の引去りについては、別途部局担当係に届出が必要です。

※事務担当者使用欄	口座 /	住所 /	備考
-----------	------	------	----